

埼玉県公安委員会規程第6号

埼玉県公安委員会事務専決規程を次のように定める。

平成9年12月17日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会事務専決規程

埼玉県公安委員会の権限の代行処理に関する規程（昭和38年埼玉県公安委員会規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する許可、認可、免許、調査等の事務のうち、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは警察署長（以下「署長」という。）又はこれらの補助機関が専決することができる事務について必要な事項を定めることを目的とする。

（専決事務の範囲）

第2条 本部長及び署長並びにこれらの補助機関は、公安委員会事務専決事項及び専決権者一覧表（別表）に定めるところにより、公安委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、別表に掲げる専決事項であっても重要又は特異若しくは処理上疑義のある事項及び公安委員会が特に指示した事項については、その内容に応じて、上位の職にある者又は公安委員会の決裁を受けなければならない。

2 別表の規定にかかわらず、警察本部の参事官及び参事は部長の指示により部長の専決事項のうち、総括調査官、主席調査官及び調査官は所属長の指示により所属長の専決事項のうち、それぞれ担当事務に係る事項について専決することができる。この場合において、前項のただし書を準用する。

一部改正〔平成11年第2号〕、全部改正〔平成15年第7号〕、一部改正〔平成16年第1号、24年第4号〕

（報告）

第3条 本部長は、前条の規定に基づき、本部長及び署長並びにこれらの補助機関が専決した事項については、月ごとにその概要をとりまとめ、公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号）

1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に違反行為をしたことを理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程別記の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。（以下略）

附 則（平成 10 年 10 月 29 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 28 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 28 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 15 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 22 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 12 年 11 月 24 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 5 月 25 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 18 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 26 日公安委員会規程第 16 号）

この規程は、平成 13 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日公安委員会規程第 17 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 13 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

2 略

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 22 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 30 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 27 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 8 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 16 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 6 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 17 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 12 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 30 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 27 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 26 日公安委員会規程第 17 号）

1 この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 30 日公安委員会規程第 19 号）

この規程は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 20 日公安委員会規程第 20 号）

この規程は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 19 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 8 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 29 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 26 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 3 日公安委員会規程第 14 号）

この規程は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 4 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 8 号）

1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 （略）

附 則（平成 21 年 12 月 1 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 2 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 26 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 4 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 7 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 25 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 4 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日公安委員会規程第 15 号）

この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 14 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 29 日公安委員会規程第 12 号）

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 9 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 6 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 1 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 17 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 12 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和元年 6 月 13 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 9 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和元年 9 月 9 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 29 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和２年３月３１日から施行する。

附 則（令和２年１１月４日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則（令和３年７月１４日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和３年７月１４日から施行する。

附 則（令和４年３月９日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和４年３月１８日から施行する。

附 則（令和４年３月９日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和４年３月１５日から施行する。

附 則（令和４年５月１３日公安委員会規程第５号）

この規程は、令和４年５月１３日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月７日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２４日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１３日公安委員会規程第６号）

この規程は、令和５年４月１３日から施行する。

附 則（令和５年６月３０日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附 則（令和５年８月２５日公安委員会規程第９号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則（令和５年８月２５日公安委員会規程第１０号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則（令和６年２月６日公安委員会規程第１号）

この規程は、令和６年２月１５日から施行する。

附 則（令和６年３月１２日公安委員会規程第２号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 総務部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分	
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
1	埼玉県留置施設視察委員会の委員の任命に関する規程（平成19年埼玉県公安委員会規程第2号）	第2条第3項	任命書の交付			○									留置管理課
		第3条第1項	解任理由、弁明の機会の付与の通知及び弁明書の受理			○									
		第3条第1項	解任の通知			○									

[illegible]

4 生活安全部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
1	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	指定申請の受理				○							生活安全総務課
		第3条第1項	変更の届出の受理				○							
		第3条第2項	実施要領に掲げる事項の変更の承認				○							
			実施要領に掲げる事項の変更の不承認			○								
		第5条	事業計画書等の受理				○							
		第6条	登録業務に関する報告又は資料の提出要求			○								
		第7条	是正又は改善措置の勧告			○								
		第8条	登録業務の休廃止の承認				○							
			登録業務の休廃止の不承認			○								
		第10条	登録業務の廃止又は指定取消しに伴う書類等の受理				○							
2	古物営業法（昭和24年法律第108号）	第3条	古物営業の許可				○							保安課
		第5条第1項	許可申請書の受理									○		
		第5条第2項	許可証の交付									○		
		第5条第3項	不許可の通知				○							
		第5条第4項	許可証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付						○					
		第7条第1項及び第2項	変更の届出書の受理									○		
		第7条第5項	許可証の書換え	欠格事由調査を要するもの			○							
				上記以外のもの					○					
		第8条第1項及び第3項	返納許可証の受理									○		
		第10条第1項及び第3項	競り売りの届出の受理									○		
		第10条の2第1項	古物競りあっせん業者の開始届出書の受理									○		
		第10条の2第2項	古物競りあっせん業者に係る廃止及び変更届出書の受理									○		
		第13条第4項	管理者の解任の勧告				○							
		第21条の5	古物競りあっせん業者に係る認定				○							
		第21条の6	外国古物競りあっせん業者に係る認定				○							
		第22条第1項	立入警察職員の指定				○							
		第22条第2項	身分証明書の交付				○							
		第23条	古物商、古物市場主に対する指示				○							
		第25条第2項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○							
		第26条	盗品等に関する情報の提供				○							
3	古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第4条第1項	再交付申請書の受理							○				保安課
		第4条の2	所在を確知できない古物商等の公告				○							
		第5条第9項	書換申請書の受理									○		
		第6条	変更後の規約の受理									○		
		第7条	返納理由書の受理									○		
		第12条第1項	行商従業者証及び標識の様式の承認				○							
		第12条第2項	行商従業者証及び標識の様式の承認等に係る団体の公示				○							
		第14条の2	仮設店舗営業の届出書の受理									○		
		第19条の4第1項	古物競りあっせん業者の認定申請書の受理									○		
		第19条の7第1項（第19条の12において準用する場合を含む。）		古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示				○						
		第19条の7第2項（第19条の12において準用する場合を含む。）		古物競りあっせん業者に係る不認定の通知				○						
		第19条の9第2項	認定古物競りあっせん業者に係る業務実施方法変更届出書の受理									○		
		第19条の10第2項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の公示				○							
		第19条の11第1項	外国古物競りあっせん業者の認定申請書の受理									○		
		第19条の13	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止及び変更の届出書の受理									○		
		第19条の14第2項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の公示				○							
		第22条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認申請書の受理				○							
		第24条第1項及び第2項	盗品売買等防止団体に係る承認又は不承認の通知及び承認した場合の公示				○							
		第25条第1項及び第3項	盗品売買等防止団体に係る変更届出書の受理及び公示				○							
		第25条第5項	盗品売買等防止団体に係る業務規程及び情報処理規程の変更の認可				○							
		第26条第1項及び第2項	盗品売買等防止団体に係る事業計画書及び収支予算書の受理				○							
		第27条	盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告				○							
		第28条第1項及び第3項	廃止届出書の受理及び公示				○							
		第29条第2項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示				○							
		第30条	盗品等に関する情報の提供				○							

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分	
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
4	行商従業者等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）	第2条	行商従業者証及び標識の様式の承認申請書の受理				○								保安課
		第5条	承認法人に対する資料の提出要求				○								
		第6条第1項	作成・交付事業の廃止届出の受理				○								
		第7条	承認の取消しの通知				○								
5	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第8条第1項	疑わしい取引の届出の受理				○			○					保安課
		第8条第4項	主務大臣への通知				○								
		第15条	報告又は資料の提出要求				○			○					
		第16条第1項	立入警察職員の指定及び立入検査の指示				○								
		第17条	特定事業者に対する指導、助言及び勧告				○			○					
		第18条	是正命令				○								
6	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）	第33条第2項	身分証明書の交付				○								保安課
7	質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	質屋営業の許可				○								保安課
		第3条第2項	意見聴取及び提出証拠の受理				○								
		第3条第3項	不許可の通知				○								
		第4条第1項	営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更許可				○								
		第4条第2項	廃業、長期休業等の届出の受理										○		
		第4条第3項	死亡の届出の受理										○		
		第7条第2項	質物保管設備基準の公示				○								
		第8条第1項	許可証の交付										○		
		第8条第2項	許可証の書換え	欠格事由調査を要するもの			○								
				上記以外のもの						○					
		第8条第3項	許可証の亡失等の届出の受理										○		
		第8条第4項	許可証の再交付								○				
		第9条	返納許可証の受理										○		
		第26条第2項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第27条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○								
8	質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）	第28条第3項第1号及び第5項	質置主の保護に関する特例の承認				○								保安課
		第28条第6項	質置主の保護に関する特例の不承認の通知				○								
		第1条第1項	許可申請書の受理							○					
		第4条第1項	営業所の移転許可申請書の受理							○					
		第5条	管理者の新設又は変更許可申請書の受理							○					
		第7条第3項	営業再開の届出の受理										○		
		第9条	質物保管設備変更の届出の受理							○					
		第12条	許可証の書換え申請の受理										○		
9	警備業法（昭和47年法律第117号）	第14条	許可証の再交付申請書の受理							○					保安課
		第4条	警備業の認定				○								
		第5条第1項（第7条第4項において準用する場合を含む。）	認定申請書及び認定更新申請書の受理							○					
		第5条第2項	認定の通知									○			
		第5条第3項	認定しない旨の通知				○								保安課
		第7条第2項	認定の更新				○								
		第7条第3項	更新しない旨の通知				○								
		第9条	営業所の届出書等の受理										○		
		第10条第1項	警備業廃止届出書の受理										○		
		第11条第1項（第16条第3項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）	変更届出書の受理										○		
		第11条第2項	他の公安委員会への通知				○								
	第16条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）	服装及び護身用具の届出書の受理										○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分		
				警察本部					警察署							
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理			
9	警備業法（昭和47年法律第117号）	第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付				○								保安課	
			警備員指導教育責任者資格者講習の実施				○									
			警備員指導教育責任者資格の認定				○									
		第22条第5項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）		警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の書換え				○								
		第22条第6項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。）		警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の再交付				○								
		第22条第8項		現任指導教育責任者講習の実施				○								
		第23条第1項		警備員等に対する検定の実施				○								
		第23条第4項		合格証明書の交付				○								
		第40条		機械警備業務の届出書の受理								○				
		第41条		機械警備業務の廃止等の届出書の受理								○				
		第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付				○									
			機械警備業務管理者講習の実施				○									
			機械警備業務管理者資格の認定				○									
		第46条		業務の状況に関する報告及び資料の提出要求				○								
		第47条第1項		立入警察職員の指定及び立入検査の指示				○								
		第47条第2項		身分証明書の交付				○								
第48条		警備業者に対する指示（警備員を警備業務に従事させない措置について指示する場合を除く。）				○										
第50条第2項		聴聞の期日、場所等の通知および公示				○										
第50条第5項		参考人、関係人の出頭要求（公安委員会が主宰する場合に限る。）				○										
10	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第39条第3項	兼任指導教育責任者の承認				○								保安課	
		第42条第1項（第63条第1項を準用する場合を含む。）		警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の交付申請書の受理								○				
		第43条第1項（第63条第1項において準用する場合を含む。）		警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書の受理								○				
		第43条第3項（第63条第1項において準用する場合を含む。）		警備員指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の再交付申請書の受理								○				
		第44条第1項		警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の返納命令書の交付						○						
		第44条第2項		返納警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の受理								○				
11	警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第2条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施期日及び場所等の公示				○								保安課	
		第4条（第13条において準用する場合を含む。）	警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の受講申込書の受理				○									
		第6条第1項	警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対する指導教育責任者講習の実施				○									
		第6条第2項	警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対する指導教育責任者講習受講申込書の受理				○									
		第7条第1項	警備員指導教育責任者講習の修了証明書の交付				○									
		第7条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）	受理									○				
			再交付			○										
		第10条	現任指導教育責任者講習の通知				○									
第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付				○											
12	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第6条第3項	検定実技試験員の指定				○								保安課	
		第7条	検定の実施期日及び場所等の公示				○									
		第8条第1項第2号	1級検定受検資格者の認定				○									
		第9条第1項	検定申請書の受理									○				
		第10条	受検票の交付				○									
		第11条	成績証明書の交付				○									
			成績証明書の書換え申請書の受理										○			
		第12条第1項	成績証明書の書換え				○									
			成績証明書の再交付申請書の受理										○			
		第12条第2項	成績証明書の再交付				○									

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
12	警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第14条第1項	合格証明書交付申請書の受理									○		保安課
		第15条第1項	合格証明書の書換え申請書の受理									○		
			合格証明書の書換え			○								
		第15条第3項	合格証明書の再交付申請書の受理									○		
			合格証明書の再交付			○								
13	機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年埼玉県公安委員会規則第1号）	第2条	即応体制の特例を適用する警備業対象施設の認定申請書の受理									○		保安課
			即応体制の特例を適用する警備業対象施設の認定			○								
14	警備業法第51条の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第7号）	第1条	医師の指定			○								保安課
		第2条	医師の指定の公示			○								
15	不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）	第9条第1項	不正アクセス行為に係る援助			○								サイバー捜査課
		第9条第2項	事例分析の委託の要否の判断			○								
		第9条第5項	不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及			○								サイバー対策課
16	不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）	第1条第2項	援助に必要な書類の提出要請			○								サイバー捜査課
		第2条	申出の相当性の判断			○								
		第3条	事例分析の委託先の選定			○								
		第4条	参加人許可申請書の受理			○								
		第5条	補佐人出頭許可申請書の受理			○								
		第6条	参考人出頭申出書の受理			○								
		第7条	意見聴取の通知			○								
		第8条第2項	意見の聴取期日・場所変更申出書の受理			○								
		第8条第3項	意見の聴取期日・場所変更の通知			○								
		第9条	文書閲覧請求書の受理			○								
		第10条第1項及び第2項	提出物目録の作成及び写しの交付			○								
		第10条第3項	還付請求書の受理			○								
		第14条	意見の聴取続行・再開の通知			○								
		第16条	意見の聴取調査の受理		○									
		第17条	意見の聴取報告書の受理		○									
第18条	意見の聴取調査等閲覧請求書の受理			○										
17	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）	第11条	錠取扱業者の団体への援助			○								生活安全総務課
18	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項	探偵業開始届出書の受理							○				保安課
		第4条第2項	探偵業廃止届出書及び探偵業変更届出書の受理							○				
		第13条第1項	報告及び資料提出の要求							○				
		第13条第2項	身分証明書の交付			○								
		第14条	探偵業者に対する指示			○								
		第15条	営業停止命令書等の交付							○				
19	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	第7条第1項	事業開始届出書の受理							○				保安課
		第7条第2項	事業廃止届出書及び届出事項変更届出書の受理							○				
		第13条及び第15条第2項第1号	事業者に対する指示			○								
		第13条、第14条及び第15条第2項第2号	事業者に対する命令書等の交付							○				
		第15条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）	処分移送通知書の送付及び受理			○								
		第16条	事業者に対する報告又は資料の提出要求			○								
		第17条第1項	国家公安委員会に対する報告			○								
			国家公安委員会からの通報の受理			○								
		第17条第2項	他の都道府県公安委員会への通報及び受理			○								
		第20条	登録誘引情報提供機関に対する情報提供			○								
20	少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）	第2条第2項	氏名及び連絡先の周知の措置			○								少年課

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
20	少年指導委員規則（昭和60年 国家公安委員会規則第2号）	第8条	解囑の理由の通知			○									少年課
21	少年指導委員に関する規程（平成18年埼玉 県公安委員会規程第10号）	第2条第4項	少年指導委員の辞職			○									少年課
22	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第19条第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付							○					保安課
		第19条第2項及び第3項	運搬、積載等についての指示及び運搬証明書への記載							○					
		第19条第4項（第17条第6項、第7項及び第8項を準用する場合）	運搬証明書の有効期間の指定									○			
			運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換え									○			
			証明書の再交付申請の受理及び再交付							○					
			返納運搬証明書の受理									○			
		第19条第5項	公安委員会相互の連絡			○									
		第43条第2項	立入検査の指示			○				○					
		第45条	運搬又は猟銃用火薬類等の消費に係る緊急措置命令			○				○					
		第48条第1項	許可の条件付加							○					
		第50条の2（第17条及び第25条の規定を準用する場合）	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可								○				
			猟銃用火薬類等の消費の許可								○				
			許可証の交付、有効期間の指定								○				
			許可証の記載事項変更の届出の受理及び書換え										○		
			許可証の再交付申請の受理及び再交付								○				
		返納許可証の受理										○			
		第52条第1項	知事に対する意見提出			○									
第52条第2項	知事等からの通報の受理				○										
第52条第4項	知事等に対する措置要請				○										
23	狩猟用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第2条	譲渡許可申請書の受理									○		保安課	
		第3条第1項	譲受許可申請書の受理									○			
		第8条	許可証の記載欄の追加届出の受理及び追加									○			
		第11条第1項	消費許可申請書の受理									○			
		第11条第2項	消費許可書の交付及び変更届の受理									○			
		第14条	台帳への登載及び異動事項の整理									○			
24	武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理			○							保安課		
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号から第15号まで	銃砲刀剣類製造等を業とする者の届出の受理									○		保安課	
		第3条第2項	作業従事者の届出の受理									○			
		第3条第3項及び第3条の2第2項	使用人の届出の受理									○			
		第4条第1項及び第5項	所持の許可（第4条第1項第1号の新規所持許可を除く。）			○									
			第4条第1項第1号の新規所持許可			○									
		第4条第2項	許可の条件の付加（第4条第1項第1号の新規所持許可に係るものを除く。）及びその変更			○									
			第4条第1項第1号の新規所持許可の条件の付加			○									
		第4条の2第1項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。）	所持許可申請書及び技能検定申請書の受理									○			
		第4条の3第1項	認知機能検査の実施							○					
		第4条の3第2項	受診命令							○					
		第4条の4第1項	銃砲等又は刀剣類の確認									○			
		第4条の4第2項	猟銃等への番号又は記号の打刻命令				○								
		第4条の4第3項	クロスボウへの番号又は記号の表示措置命令				○								
		第5条の3第1項	猟銃等取扱講習会の開催			○									
		第5条の3第2項	講習修了証明書の交付				○								
		第5条の3第3項、第5条の3の2第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）及び第9条の16第1項	講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書及びクロスボウ射撃資格認定証の再交付又は書換え申請書の受理並びに再交付又は書換え							○					
		第5条の3第4項及び第5条の3の2第4項（第9条の14第3項において準用する場合を含む。）	講習開催事務の一部委託				○								
		第5条の3の2第1項	クロスボウ取扱い講習会の開催				○								
		第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付							○					

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分	
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
25	銃砲刀剣類所持 等取締法（昭和 33年法律第6 号）	第5条の4第1項	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施		○										保安課
		第5条の4第2項	合格証明書の交付			○									
		第5条の5第1項	技能講習の実施						○						
		第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付						○						
		第5条の5第4項	技能講習事務の一部委託			○									
		第7条第1項	許可証の交付									○			
		第7条第2項（第9条の13 第3項において準用する場 合を含む。）	許可証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更、亡失等 の届出受理及び書換え又は再交付						○						
		第7条の3第1項及び第2 項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新 申請の受理 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新									○			
		第8条第2項、第4項及び 第5項並びに第9条第3項	返納許可証の受理									○			
		第8条第3項	許可証の記載事項のまつ消及びその届出の受理									○			
		第8条第7項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の提出命令、仮領置						○						
		第8条第8項	許可の失効に係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還						○						
		第8条第9項及び第10項 （第8条の2第4項、第9 条の8第5項、第9条の12 第4項、第11条第11項、第 11条の2第6項、第24条の 2第8項及び第27条第3項 において準用する場合を含 む。）	仮領置銃砲刀剣類等の売却又は廃棄及び売却代金の交付						○						
		第8条の2第2項	許可の失効に係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○						
		第8条の2第3項	許可の失効に係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還						○						
		第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理			○									
		第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定申請の受理 猟銃等射撃指導員の指定			○						○			
		第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除			○									
		第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定申請の受理 クロスボウ射撃指導員の指定			○						○			
		第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除			○									
		第9条の4第1項	教習射撃場の指定申請の受理									○			
		第9条の4第2項（第9条 の9第2項において準用す る場合を含む。）	教習射撃指導員及び練習射撃指導員の選任又は解任届出 の受理			○									
		第9条の5第2項	教習資格の認定申請の受理 教習資格の認定 教習資格認定証の交付			○						○			
		第9条の5第3項（第9条 の3の2第2項及び第9条 の10第3項において準用す る場合を含む。）	返納教習資格認定証、練習資格認定証及びクロスボウ 射撃資格認定証の受理									○			
		第9条の6第2項（第9条 の11第2項において準用す る場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の届出又は変更届出 の受理									○			
		第9条の6第3項（第9条 の11第2項において準用す る場合を含む。）	教習用備付け銃及び練習用備付け銃の打刻命令			○									
		第9条の7第3項（第9条 の11第2項、第10条の6第 6項及び第10条の8第2項 において準用する場合を含 む。）	銃砲等の受理に関する必要措置命令			○									
		第9条の8第3項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の提出命令 及び仮領置						○						
		第9条の8第4項	教習射撃場の指定解除に係る教習用備付け銃の返還申請 の受理及び返還						○						
		第9条の9第1項	練習射撃場の指定申請の受理 射撃練習資格認定申請の受理									○			
		第9条の10第2項	射撃練習資格の認定 射撃練習資格認定証の交付			○							○		
		第9条の12第2項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の提出命令 及び仮領置						○						
		第9条の12第3項	練習射撃場の指定解除に係る練習用備付け銃の返還申請 の受理及び返還						○						
		第9条の13第1項	年少射撃資格の認定申請の受理			○									
		第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付									○			
		第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催			○									
		第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付			○									
		第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格認定申請の受理 クロスボウ射撃練習資格の認定 クロスボウ射撃練習資格認定証の交付			○						○			
		第10条の6第1項	銃砲等の保管状況に関する報告徴収									○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
25	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第10条の6第2項	立入検査の指示						○					保安課	
		第10条の8第1項	猟銃等保管業の届出			○									
		第10条の8第4項	猟銃等保管業廃止の届出の受理			○									
		第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業の届出			○									
		第10条の8の2第4項	クロスボウ保管業廃止の届出の受理			○									
		第10条の9第1項及び第2項	必要な措置の指示		○										
		第11条第7項、第8項及び第9項	許可の取消しに係る銃砲刀剣類の提出命令及び仮領置						○						
		第11条第10項	許可の取消しに係る銃砲刀剣類の返還申請の受理及び返還						○						
		第11条の2第1項及び第3項	許可の取消しに係る拳銃部品の提出命令及び仮領置						○						
		第11条の2第2項	調査のための拳銃部品の保管中における仮領置						○						
		第11条の2第4項	許可の取消しに係る拳銃部品の返還申請の受理及び返還						○						
		第12条第1項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示			○									
		第12条の3	報告徴収及び指定医師による受診の命令			○									
		第13条	銃砲刀剣類の所持の検査の指示						○						
		第13条の2	公務所等への照会			○			○						
		第13条の3第1項	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管						○						
		第13条の3第2項	銃砲等又は刀剣類の返還						○						
		第13条の3第3項	拳銃部品の提出命令及び保管						○						
		第13条の3第4項	拳銃部品の返還						○						
		第13条の4	公安委員会相互の連絡			○			○						
		第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項	都道府県教育委員会からの登録銃砲等に関する通知の受理			○									
		第21条の3第1項第4号	準空気銃の製造又は輸出の届出の受理								○				
		第22条の2第1項（第22条の3第2項において準用する場合を含む。）	輸出用模造拳銃及び模擬銃器の製造又は輸出を業とする者の届出受理								○				
		第27条第1項	銃砲刀剣類の提出命令	○											
		第27条の2第1項	指定射撃場等の設置者等に対する報告徴収			○									
		第27条の2第2項	立入検査の指示			○									
		第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱		○										
		第28条の2第6項	猟銃安全指導委員研修会の開催			○			○						
26	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第2条第3号	危害予防条件の設定			○							保安課		
		第17条第2項	猟銃等取扱い講習会開催に関する必要事項の公表			○									
		第19条の2第2項	クロスボウ取扱い講習会開催に関する必要事項の公表			○									
		第20条第1項	技能検定実施の日時、場所等の通知								○				
		第24条第2項	許可期間の延長			○									
		第35条第1項	銃砲等の確認に係る通知及び通知の受理			○			○						
		第35条第2項	許可証の書換えに係る通知及び通知の受理			○			○						
		第35条第3項	外国人の許可証の書換え又は再交付に係る通知及び通知の受理			○			○						
		第35条第4項	外国人の許可証の返納に係る通知及び通知の受理			○			○						
		第35条第5項	猟銃等販売業者等からの許可証の返納に係る通知及び通知の受理			○			○						
27	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第4条第2項	銃砲刀剣類製造等の変更届出の受理								○		保安課		
		第4条第3項	銃砲刀剣類製造等の届出又は変更届出の届出書の交付									○			
		第4条第4項	事業の廃止届出の受理									○			
		第5条第2項及び第6条第2項	届出済証明書の交付									○			
		第6条第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）	使用人及び作業従事者の変更届出の受理									○			
		第6条第5項（第5条第3項において準用する場合を含む。）	届出済証明書の亡失、盗難等の届出の受理及び再交付									○			
		第12条第2項	推薦取消し通知書の受理						○						
		第18条	打刻命令書の交付			○						○			
		第20条	猟銃等講習受講申込書の受理									○			
		第26条	技能講習受講申込書の受理									○			
		第30条	許可期間の延長申請書の受理									○			
		第32条	許可証書換申請書の受理									○			
		第33条	許可証再交付申請書の受理									○			
		第35条	新許可証の交付及び写真の受理						○						
		第36条	許可証等返納届出書の受理									○			
		第38条	仮領置書の交付						○						
		第44条	射撃指導員指定書の交付									○			
		第45条	射撃指導員指定解除通知書の交付									○			
		第46条	射撃指導員の氏名等の変更の届出の受理									○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
27	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第51条（第65条において準用する場合を含む。）	教習射撃場及び練習射撃場の指定通知書の交付									○		保安課
		第53条（第67条において準用する場合を含む。）	教習射撃指導員及び練習射撃指導員の解任命令書の交付									○		
		第54条（第68条において準用する場合を含む。）	教習射撃場及び練習射撃場の変更届出の受理									○		
		第61条（第74条において準用する場合を含む。）	教習射撃場及び練習射撃場の指定解除通知書の交付									○		
		第75条	年少射撃資格認定申請書の受理						○					
		第80条	年少射撃資格の認定のための講習会受講申込書の受理			○								
		第90条第2項	猟銃等保管業の変更届出の受理			○								
		第90条第3項	猟銃等保管業届出又は変更届出の届出書の交付			○								
		第90条第4項	猟銃等保管業の廃止届出の受理			○								
		第93条	猟銃等保管業廃止等命令書の交付									○		
		第94条	使用実績報告書の受理									○		
		第100条第2項	準空気銃の製造等の変更届出の受理									○		
		第100条第3項	準空気銃の製造等届出又は変更届出の届出書の交付									○		
		第100条第4項	準空気銃の製造等の廃止届出の受理									○		
		第102条第3項	模造拳銃模擬銃器の製造等の変更届出の受理									○		
		第102条第4項	模造拳銃模擬銃器の製造等の届出又は変更届出の届出書の交付									○		
		第102条第5項	模造拳銃模擬銃器の製造等の廃止届出の受理									○		
第113条	銃砲刀剣類の提出命令書の交付									○				
第117条	台帳への登載及び異動事項の受理									○				
28	指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第11条	指定通知書の交付			○								保安課
		第13条	変更届出の受理			○								
		第14条	指定解除通知書の交付			○								
29	猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）	第6条第1項及び第2項	猟銃安全指導委員証等の交付			○								保安課
30	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第4号）	第1条	医師の指定			○								保安課
		第2条	医師の指定の公示			○								
31	射撃指導員に関する規程（平成29年埼玉県公安委員会規程第3号）	第3条第1項	射撃指導員資格者証の貸与									○		保安課
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第3条第1項	風俗営業の許可			○								保安課
		第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）	風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更			○								
		第5条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可申請書の受理						○					
		第5条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の交付									○		
		第5条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	不許可の通知			○								
		第5条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付						○					
		第7条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	相続承認申請の受理及び承認			○								
			相続の不承認			○								
		第7条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	相続に係る許可証の書換え									○		
		第7条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）	相続不承認に係る返納許可証の受理									○		
		第7条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の合併の承認			○								
			法人の合併の不承認			○								
		第7条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の合併に係る許可証の書換え									○		

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第7条の3第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の分割の承認			○								保安課
			法人の分割の不承認			○								
		第7条の3第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	法人の分割に係る許可証の書換え								○			
		第9条第1項（第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）	営業所の構造若しくは設備の変更又は遊技機の増設、交替その他の変更の承認						○					
			営業所の構造若しくは設備の変更又は遊技機の増設、交替その他の変更の不承認			○								
		第9条第3項（第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。）及び第9条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	変更届出書の受理								○			
		第9条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）	許可証の書換え						○					
		第10条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	返納許可証の受理								○			
		第10条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定			○								
			特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の不認定			○								
		第10条の2第2項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定申請書の審査			○								
		第10条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証の交付								○			
		第10条の2第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の不認定の通知			○								
		第10条の2第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証の亡失及び滅失の届出の受理及び再交付					○						
		第10条の2第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し			○								
		第10条の2第7項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第9項（第31条の23において準用する場合を含む。）	特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定証の返納の受理									○		
		第20条第2項	遊技機の認定			○								
			遊技機の不認定			○								
		第20条第4項	遊技機の型式の検定			○								
		第24条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者の解任の勧告		○									
		第24条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者講習の実施			○								
		第24条第7項（第31条の23において準用する場合を含む。）	管理者講習の通知					○						
		第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19、第31条の24、第34条第1項、第35条の4第1項及び第4項第1号	風俗営業者等に対する指示						○					
		第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の開始届出書の受理						○					
		第27条第2項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書及び変更届出書の受理								○			
		第27条第4項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の交付								○			
		第27条第4項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の不交付通知			○								
		第31条第1項及び第31条の16第1項	標章のはり付け								○			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
32	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）	第31条第2項、第3項、第31条の16第2項及び第3項	標章の除去申請の受理 標章の除去の承認 標章除去の不承認				○							保安課	
		第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業の開始届出書の受理					○							
		第31条の2第2項（第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）	無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の廃止及び変更届出書の受理								○				
		第31条の2第4項（第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）	無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書の交付								○				
		第31条の2第4項	無店舗型性風俗特殊営業（受付所営業）の不交付通知			○									
		第31条の4第2項及び第31条の19第2項	はり紙、はり札、立看板の除却						○						
		第31条の6第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）	処分結果通知書の送付及び受理			○									
		第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の開始届出書の受理						○						
		第31条の9第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告			○									
		第31条の9第3項	総務大臣との協議		○										
		第31条の10及び第31条の11第2項第2号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する措置命令						○						
		第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業の開始届出書の受理						○						
		第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業の開始届出書の受理						○						
		第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可			○									
		第33条第1項	深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出書の受理						○						
		第33条第2項	深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は変更の届出書の受理								○				
		第37条第1項	報告及び資料の提出要求			○			○						
		第37条第2項	立入警察職員の指定及び解除			○									
		第37条第3項	身分証明書交付			○									
		第38条第1項	少年指導委員の委嘱		○										少年課
		第38条第5項	少年指導委員に対する研修の実施			○			○						
		第38条の2第2項	少年指導委員に対する立入りの指示						○						
		第39条第1項	風俗環境浄化協会の指定	○											保安課
		第41条第2項	聴聞の期日、場所等の通知及び公示			○									
			国家公安委員会への報告					○							
		第41条の3第1項	国家公安委員会からの通報の受理					○							
			他の都道府県公安委員会への通報及び受理					○							
		第42条	所轄庁への停止の通知					○							
		第44条	風俗営業者の団体等の届出の受理						○						
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第10条第2項及び第3項並びに第78条第2項	許可の通知及び管理者証の交付								○		保安課		
		第12条及び第80条	許可証の再交付申請の受理								○				
		第14条第1項及び第82条	法人の合併承認申請書の受理								○				
		第15条第1項及び第83条	法人の分割承認申請の受理								○				
		第16条（第22条において準用する場合を含む。）及び第84条	承認及び不承認の通知			○									
		第17条（第22条において準用する場合を含む。）及び第85条	書換え申請の受理								○				
		第19条第1項及び第87条第1項	変更承認申請の受理								○				
		第20条第4項及び第88条第4項	管理者証の書換え						○						
		第26条第2項及び第94条第2項	特例風俗営業業者及び特例特定遊興飲食店営業者に係る認定の通知及び認定証の交付								○				
		第40条第1項及び第97条第3項	管理者講習通知書による通知			○									
		第40条第2項及び第97条第3項	管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の受理								○				

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分			
				警察本部					警察署								
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理				
33	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）	店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の届出確認書再交付申請書の受理								○			保安課			
		第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱		○												
34	風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	指定申請書の受理			○								保安課			
		第2条	名称等の公示			○											
		第3条第1項	名称等の変更届出の受理			○											
		第3条第2項	名称等の変更の公示			○											
		第5条第1項	事業計画書等の受理			○											
		第5条第2項	事業報告書等の受理			○											
		第5条第3項	報告又は資料の提出要求			○											
35	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）	第7条	指定の取消しの公示			○								保安課			
		第1条第1項	認定申請書の受理						○								
		第2条第1項	認定に関する試験の実施			○											
		第2条第2項	認定試験期間に対する試験実施及び結果報告要求			○											
		第2条第3項	遊技機又はその部品の提出要求			○											
		第3条第2項	認定の通知			○											
		第3条第3項	不認定の通知			○											
		第5条第2項	認定の取消しの通知			○											
		第7条第1項	検定申請書の受理			○											
		第7条の2第2項	確認申請書の受理			○											
		第7条の2第3項	確認証明書の交付			○											
		第7条の2第4項	変更届出書の受理			○											
		第7条の2第5項	廃止届出書の受理			○											
		第7条の2第7項	確認取消の通知			○											
		第8条第1項	検定に関する試験の実施			○											
		36	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定に関する規則（平成16年埼玉県公安委員会規則第8号）	第1条	医師の指定			○									保安課
				第2条	医師の指定の公示			○									
37	風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関する規程（平成28年埼玉県公安委員会規程第8号）	第3条	風俗環境保全協議会委員の解嘱		○									保安課			
38	消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項	市町村長等からの危険物許可の通報の受理			○								保安課			
39	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第74条第1項	知事からの通報の受理			○								保安課			
40	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付			○								保安課			
		第59条第6項	運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項の指示（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○											
		第59条第7項	運搬証明書への指示事項の記載（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○											
		第59条第9項	記載事項変更届出の受理及び書換え					○									
		第59条第10項	運搬証明書再交付申請の受理及び再交付					○									
		第59条第13項	返納運搬証明書の受理 公安委員会相互の連絡（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○											
		第67条	報告の徴収			○											
		第68条第1項	立入検査の指示（核燃料物質の防護に係るものを除く。）			○			○								
41	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）	第8条	報告の徴収			○				○				保安課			

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理		
42	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項	運搬の届出の受理				○								保安課
		第18条第6項	運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項の指示				○								
		第18条第10項	公安委員会相互の連絡				○								
		第42条第1項	報告の徴収				○			○					
		第43条の2第1項	立入検査の指示				○			○					
43	放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第4項	届出書及び変更届出書の交付				○								保安課
		第3条第3項	指示書の交付				○								
44	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）	第17条第1項	運搬届出の受理及び運搬証明書の交付				○								保安課
		第17条第2項	運搬の日時、経路その他公安委員会規則で定める事項の指示				○								
		第17条第3項	運搬証明書への指示事項の記載				○								
		第17条第5項	運搬証明書の書換え				○								
			運搬証明書再交付申請の受理及び再交付				○								
			返納運搬証明書の受理				○								
		公安委員会相互の連絡				○									
		第32条第1項	報告の徴収				○			○					
第33条第2項	立入検査の指示				○			○							
45	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2	運搬証明書書換え申請の受理及び書換え						○						保安課
		第3条の3	運搬証明書の喪失等届出の受理及び再交付						○						
		第3条の4	返納運搬証明書の受理						○						
		第3条の5	公安委員会相互の連絡				○								
46	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付				○								保安課
		第56条の27第2項	運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める必要な指示				○								
		第56条の27第3項	運搬証明書への指示事項の記載				○								
		第56条の27第7項	公安委員会相互の連絡				○								
		第56条の30	報告の聴取				○			○					
		第56条の31	立入検査の指示				○			○					
47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	運搬証明書書換え申請の受理及び書換え						○						保安課
		第22条	運搬証明書再交付申請の受理及び書換え						○						
		第23条	返納運搬証明書の受理						○						
		第24条	公安委員会相互の連絡				○								
48	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	知事からの通報の受理				○								保安課
49	埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和2年埼玉県条例第29号）	第3条第1項	ヤード内自動車等関連事業届出書の受理							○					保安課
		第3条第2項	ヤード内自動車等関連事業届出事項変更届出書の受理										○		
		第3条第3項	ヤード内自動車等関連事業休止等届出書の受理										○		
		第11条第1項	立入警察職員の指定及び解除				○								
		第11条第2項	身分証明書の交付				○								

5 地域部

[illegible]

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分		
				警察本部						警察署							
				本 部 長	部 長	局 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理			
3	暴力団員による 不当な行為の防 止等に関する法 律施行規則（平成 3 年国家公安委 員会規則第 4 号）	第15条	事業者からの援助の申出の受理				○			○						組織犯罪対 策第一課	
		第17条第 2 項	責任者選任届出書の受理						○					○			
		第18条第 6 項	責任者講習計画の策定				○										
		第21条第 1 項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知				○									組織犯罪対 策総務課	
		第26条第 1 項	埼玉県暴力追放運動推進センターからの連絡の受理				○									組織犯罪対 策第一課	
		第30条第 1 項	特定危険指定暴力団等の指定の期限延長に係る通知				○									組織犯罪対 策総務課	
		第35条第 1 項	提出資料目録の作成				○			○						組織犯罪対 策第一課	
		第35条第 2 項	提出資料目録の写しの交付				○			○							
		第35条第 3 項	提出資料の返還				○			○							
		第39条	指定及び指定の取消しに係る他の公安委員会に対する 照会及び照会に対する回答				○									組織犯罪対 策総務課	
		第40条第 1 項	命令等に係る他の公安委員会に対する照会及び照会に 対する回答				○									組織犯罪対 策第一課	
		第40条第 2 項	関係資料の送付及び受理				○										
		第41条第 1 項	他の公安委員会に対する協力の依頼及び依頼された協 力の実施				○										
		第41条第 2 項	他の公安委員会との連絡及び適切な措置				○			○							
				第47条第 1 項及び第 2 項	特殊取扱いによる郵便・信書便の送達				○								組織犯罪対 策総務課 組織犯罪対 策第一課
				第47条第 3 項	送達した場合の関係記録の作成				○								
4	暴力団員による 不当な行為の防 止等に関する法 律の規定に基づ く意見聴取の実 施に関する規則 （平成 3 年国 家公安委員会 規則第 5 号）	第 5 条	忌避の申出の受理				○									組織犯罪対 策総務課 組織犯罪対 策第一課	
		第 9 条第 1 項	代理人選任届出書の受理				○										
		第10条第 1 項	補佐人申請書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限 る。）				○										
		第10条第 2 項	補佐人の許可（公安委員会が主宰者の場合に限る。）	○													
		第10条第 2 項	補佐人出席許可の通知（公安委員会が主宰者の場合 に限る。）				○										
		第11条	補佐人付添いの勧告（公安委員会が主宰者の場合に限 る。）				○										
		第12条第 1 項	参考人の意見聴取への出席要求（公安委員会が主宰者 の場合に限る。）	○													
		第12条第 2 項	参考人申出書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限 る。）				○										
		第12条第 3 項	参考人出席要求の通知（公安委員会が主宰者の場合に限 る。）				○										
		第16条第 1 項	意見聴取期日又は場所の変更申出書の受理				○										
		第16条第 2 項	意見聴取期日又は場所の変更	○													
		第16条第 3 項	意見聴取期日又は場所の変更の通知及び公示				○										
		第17条第 1 項	陳述書の提出要求（公安委員会が主宰者の場合に限る。 。）				○										
		第17条第 2 項	陳述書の受理（公安委員会が主宰者の場合に限る。 。）				○										
		第23条第 1 項	意見聴取を続行する場合における期日及び場所の決定 （公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日において主 宰者が決定している場合を除く。）	○													
		第23条第 2 項	意見聴取を続行する場合における期日及び場所の通知 及び公示（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴取期日 において主宰者が決定している場合を除く。）				○										
		第34条第 1 項	意見聴取期日外における証拠調の実施（公安委員会が主 宰者で、かつ意見聴取期日において主宰者が期日外証拠 調の決定をしている場合を除く。）	○													
		第34条第 2 項	意見聴取期日外に証拠調を実施する場合の証拠調の期 日及び場所の通知（公安委員会が主宰者で、かつ意見聴 取期日において主宰者が期日外証拠調の決定をしてい る場合を除く。）				○										
		第35条第 2 項	提出物の返還（公安委員会が主宰者の場合に限る。）				○										
		第38条	意見聴取の公示に伴う措置				○										
第39条第 1 項	意見聴取に係る当事者がその地位を失った場合の措置				○												
第40条第 2 項	意見聴取を再開する場合における期日及び場所の通知 及び公示				○												
5	暴力追放運動推 進センターに関 する規則（平成 3 年国家公安委員 会規則第 7 号）	第 1 条第 1 項	指定申請の受理				○									組織犯罪対 策第一課	
		第 2 条	指定の公示				○										
		第 3 条第 1 項	名称等の変更届出の受理				○										
		第 3 条第 2 項	名称等の変更の公示				○										
		第 3 条第 3 項	申請時提出書類の内容変更届出の受理				○										
		第 8 条第 1 項	相談事業の開始の届出の受理				○										
		第 8 条第 2 項	相談事業の開始の公示				○										
		第 9 条第 1 項	相談事業の休廃止の届出の受理				○										
		第 9 条第 2 項	相談事業の再開の届出の受理				○										
		第 9 条第 3 項	相談事業の休廃止及び再開の公示				○										
		第12条第 1 項及び第 2 項	事業報告等の受理	○													
		第12条第 3 項	報告又は資料の提出要求				○										
		第13条	解任の勧告				○										
		第14条	指定取消しの公示				○										

番号	根拠法令	条項	事務内容	専 決 権 者										区分		
				警察本部					警察署							
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長 代 理			
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	信号機及び道路標識等の管理				○			○					交通規制課	
			交通規制（信号機の設置、最高速度の指定、廃道に伴う交通規制の廃止、信号機の設置に伴う一時停止の廃止及び交通規制の一時解除を除く。）		○											
			廃道に伴う交通規制の廃止				○									
			信号機の設置に伴う一時停止の廃止				○									
			交通規制の一時解除				○									
			信号機の改良及び地番変更に伴う意思決定内容の変更				○									
			警察官の現場における指示による交通規制の実施		○		○									
		第15条の3第1項	遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出の受理及び届出事項変更の届出の受理				○								交通総務課	
		第15条の3第3項	届出番号等の通知				○									
		第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査若しくは質問の指示				○									
		第15条の6第1項	必要な措置の指示				○									
		第22条の2第1項	最高速度違反車両に係る車両の使用者に対する指示				○								交通指導課	
		第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）	監督行政庁に対する協議				○									
		第44条第2項第2号	停留所等の駐停車禁止規制から除外する対象についての合意及び公示				○									交通規制課
		第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付							○						
		第49条第1項	パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給	○												
			設備の設置及び管理				○									
		第49条第2項	時間制限駐車区間における必要な措置		○											
		第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理事務の委託		○											
		第51条の4第3項	標章取り付けに関する報告の受理				○									
		第51条の4第4項	放置違反金納付命令				○									
		第51条の4第6項	弁明通知				○									
		第51条の4第7項	弁明通知の公示送達				○									
		第51条の4第10項	公示による納付命令				○									
		第51条の4第12項	仮納付金返還通知				○									
		第51条の4第13項	督促				○									
		第51条の4第14項	滞納処分				○									
		第51条の4第16項	納付命令の取消し				○									
		第51条の4第18項	納付命令の公示送達				○									
		第51条の5第1項	使用者等に対する報告の徴収				○									
		第51条の5第2項	車両使用者等の照会				○									
		第51条の6第1項	国家公安委員会への報告				○									
		第51条の8第2項	登録(更新)申請書の受理							○						
		第51条の8第3項	登録(更新)しない旨の通知			○										
		第51条の8第5項	登録(更新)に伴う登録簿への登載				○									
		第51条の9	適合命令			○										
		第51条の11第1項	登録法人に対する報告の徴収				○									
			報告の受理			○										
			立入検査				○									
			立入検査結果の報告の受理			○										
		第51条の13第1項	駐車監視員資格者講習の実施				○									
			認定審査の実施				○									
			駐車監視員資格者証の交付				○									
			駐車監視員資格者証を交付しない通知			○										
		第51条の15第1項	放置違反金関係事務の委託			○										
		第58条の4	過積載車両に係る車両の使用者に対する指示				○									
		第59条第2項及び第3項	道路指定又は時間を限ってのけん引の許可及び許可証の交付				○								交通規制課	
			道路指定又は時間を限ってのけん引の不許可		○											
		第66条の2第1項	過労運転車両に係る車両の使用者に対する指示				○								交通指導課	
		第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理				○								交通総務課	
		第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令	○												
		第74条の3第8項	自動車の使用者に対する是正措置命令	○												
		第74条の3第9項	安全運転管理者等の講習の通知				○									
		第75条第2項	自動車の使用者に対する自動車使用制限命令	○											交通指導課	
		第75条第3項（第75条の2第2項において準用する場合を含む。）	監督行政庁に対する意見聴取				○									
		第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	自動車使用制限命令に係る聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○									
		第75条第9項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	自動車の使用制限書の交付及び標章の貼付							○						
		第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	標章除去申請書の受理及び標章の除去							○						
		第75条の2第1項	指示処分をした後における自動車使用制限命令	○											交通指導課	
		第75条の2第2項	納付命令を受けた使用者に対する車両使用制限命令		○											
			車両の使用者に対する使用制限処分の移送手続				○									
			放置駐車違反金納付命令を受けた車両使用制限処分の執行							○						
		第75条の2の2第1項	安全運転管理者を選任している自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告、資料の提出要求				○								交通総務課	
		第75条の2の2第2項	自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求				○								交通指導課	

番号	根拠法令	条項	事務内容	専 決 権 者										区分			
				警察本部						警察署							
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長 代 理				
1	道路交通法	第75条の12第2項	特定自動運行許可申請書の受理		○										交通総務課		
		第75条の13第1項	特定自動運行許可申請書の審査				○										
		第75条の13第2項	国土交通大臣等に対する意見聴取				○										
		第75条の16第1項	特定自動運行許可事項の変更許可申請書の受理		○												
		第75条の16第2項	特定自動運行許可事項の変更許可申請書の審査及び国土交通大臣等に対する意見聴取				○										
		第75条の16第3項	軽微な変更の届出の受理		○												
		第75条の16第4項	名称等の変更の届出の受理		○												
		第75条の17	特定自動運行の許可又は許可事項変更の許可をした旨の公示				○										
		第75条の25第1項	特定自動運行実施者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査若しくは質問の指示		○												
		第75条の25第4項	官庁、公共団体等への照会又は協力の要求		○												
		第75条の26第1項	必要な措置の指示		○												
		第75条の26第2項	必要な措置の指示に伴う監督行政庁への意見聴取		○												
		第75条の27第2項	許可の取消し等に伴う監督行政庁への意見聴取		○												
		第75条の27第3項	許可の取消しの公示				○										
		第75条の29	許可の取消し等の報告		○												
		第89条第1項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施					○								運転免許試験課	
		第89条第2項	質問票の交付					○									
		第89条第3項	技能検査申請書の受理及び技能検査の実施					○									
		第90条第4項（第7項において準用する場合を含む。）	免許の拒否及び取消しの際の弁明の機会の付与 免許の拒否及び取消しの際の弁明の日時、場所等の通知				○								運転管理課		
		第90条第8項	免許を保留する場合の適性検査の受検命令及び医師の診断書の提出命令				○										
		第90条第9項及び第10項	免許を受けることができない期間の指定				○								運転管理課		
		第90条第11項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○										
		第91条	運転免許（仮運転免許を除く。）の条件の付与又は変更					○				○			運転免許課		
		第91条の2	申請による運転免許の条件付与 申請による運転免許の条件変更					○				○					
		第92条並びに第93条第1項及び第2項	運転免許証（仮運転免許証を除く。）の作成、条件の記載及び交付					○						○	運転免許課		
		第94条第1項	運転免許証（仮運転免許証を除く。）の記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載					○						○			
		第94条第2項	運転免許証の再交付申請の受理及び再交付					○									
		第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項	認知機能検査の実施				○										
		第97条の2第2項及び第3項	運転免許試験の一部免除				○										
		第97条の3第1項	運転免許試験の停止 不正受験者の運転免許試験の合格の取消し				○								運転免許試験課		
		第97条の3第2項	合格決定の取消しの通知				○										
		第97条の3第3項	受験停止期間の決定				○										
		第98条第2項	自動車教習所からの届出の受理				○										
		第98条第3項	届出をした自動車教習所に対する必要な指導又は助言				○								運転免許課		
		第98条第4項	自動車安全運転センターに対する必要な配慮要求				○										
		第98条第5項	届出をした自動車教習所に対する必要な報告又は資料の提出要求				○										
		第99条	指定自動車教習所の指定申請の受理 指定自動車教習所の指定		○												
		第99条の2第4項	技能検定員の審査及び合否の決定 技能検定員資格者証の交付				○										
		第99条の2第4項第1号ハ	技能検定員審査の合格者と同等と認める者の認定				○										
		第99条の2第5項（第99条の3第5項において準用する場合を含む。）	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の返納命令			○											
		第99条の3第4項	教習指導員の審査及び合否の決定 教習指導員資格者証の交付				○										
		第99条の3第4項第1号ハ	教習指導員審査の合格者と同等と認める者の認定				○										
		第99条の6	指定自動車教習所に対する報告、資料の提出要求及び立入検査の指示				○										
		第99条の7第1項及び第2項	指定自動車教習所の適合基準に関する必要な措置命令				○										
		第100条第1項	卒業証明書又は修了証明書の発行禁止		○												
		第100条第2項	卒業証明書又は修了証明書の発行禁止期間の延長		○												

番号	根拠法令	条項	事務内容	専 決 権 者											区分
				警察本部					警察署						
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
1	道路交通法	第100条の2第1項及び第2項並びに第100条の3第2項	再試験の実施						○						運転免許試験課
		第100条の2第4項	再試験の通知				○								運転免許課
		第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理						○						運転免許試験課
		第100条の3第1項	試験移送通知書の送付及び受理				○								運転免許課
		第101条第1項及び第4項	免許の更新申請書及び質問票の受理、交付						○				○		
		第101条第3項	免許証の更新に係る書面の送付						○				○		
		第101条第5項	適性検査の実施						○						
		第101条の2第1項、第2項及び第3項	更新期間前における免許証の更新申請の受理、質問票の交付・受理、適性検査の実施及び免許の更新						○				○		
		第101条の2の2第1項及び第2項	経由地更新申請の受理及び適性検査の実施						○						
		第101条の2の2第3項	経由地更新申請書及び適性検査実施結果の送付						○						
		第101条の2の2第4項	講習受講者の通知						○						
		第101条の2の2第5項	再適性検査の通知						○						
		第101条の3第2項	免許の更新の拒否（講習の受講の義務）				○			○					
		第101条の4第3項	高齢者講習等に係る書面の送付						○						
		第101条の5	報告徴収						○					○	
		第101条の6第1項	医師の届出の受理				○							○	
		第101条の6第2項	医師の確認要求の受理及び回答				○								
		第101条の6第4項	医師の届出の移送				○								
		第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施				○								
		第101条の7第2項及び第5項	臨時認知機能検査等の通知				○								
		第102条第1項から第5項まで	臨時適性検査の実施又は医師の診断書の提出命令				○								
		第102条第6項	臨時適性検査の必要事項の通知				○								
		第103条第3項（同条第5項、第104条の2の3第5項、第8項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。）	免許の取消し及び運転禁止に係る処分移送通知書の送付及び受理						○						
		第103条第6項	免許の効力を停止する場合の適性検査の受検命令及び医師の診断書の提出命令				○								
		第103条第7項及び第8項	免許を受けることができない期間の指定				○								
		第103条第9項（第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項において準用する場合を含む。）	免許の取消し及び運転禁止に係る通知及び受理						○						
		第103条の2第4項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）	警察署長からの仮停止通知書、仮禁止通知書及び免許証の受理				○								
		第103条の2第5項	仮停止通知書及び免許証の送付及び受理				○								
		第104条第1項（第107条の5の4第4項において準用する場合を含む。）	免許の取消し又は運転禁止に係る意見の聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条第1項（第104条の2の2第6項において準用する場合に限る。）	再試験不受験者の免許の取消しに係る意見の聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条第1項（第104条の2の4第6項において準用する場合に限る。）	若年取消該当者に係る運転免許の取消しに係る意見の聴取の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条第3項（第107条の5第4項において準用する場合を含む。）	意見の聴取への参考人等の出頭要求				○								
		第104条の2第2項（第104条の2の3第7項において準用する場合を含む。）	免許の取消しに係る聴聞の期日、場所等の通知及び公示				○								
		第104条の2の2第1項、第2項及び第4項	再試験に係る運転免許の取消し				○								
		第104条の2の2第3項	再試験不受験者の取消しに係る処分移送通知書の送付及び受理				○								
		第104条の2の2第7項	再試験の結果等による取消しに係る通知及び受理						○						
		第104条の2の3第1項	免許の効力の停止に係る期間の指定				○								
		第104条の2の3第1項	免許の停止及び停止の解除に係る書面の交付				○								
		第104条の2の3第2項	免許の停止の際の弁明の付与				○								
		第104条の2の3第2項・第3項	免許の停止の際の弁明の日時、場所等の通知				○								
		第104条の2の4第1項、第2項及び第4項	若年運転期間に係る運転免許の取消し				○								
		第104条の2の4第3項	若年運転者講習不受講者の取消しに係る処分移送通知書の送付及び受理				○								
		第104条の2の4第7項	若年運転者講習不受講等による取消しに係る通知及び受理						○						

[illegible]

番号	根拠法令	条項	事務内容	専 決 権 者											区分
				警察本部						警察署					
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
6	埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）	第2条の2第2項	申請書の受理							○					交通規制課
			標章の交付							○					
		第4条第4項	緊急自動車等の指定証の交付							○					交通総務課
		第4条第5項	緊急自動車等の届出確認証の交付							○					
		第5条第1項	緊急自動車等の指定書等の再交付申請書の受理及び再交付						○						
		第5条第2項	記載事項変更届出の受理及び変更事項の記載						○						
		第5条第3項	返納指定書等の受理						○						
		第11条第4項	安全運転管理者選任届出書の記載事項変更届出の受理						○						
		第12条第1項	自動車の安全運転管理に関する教習の申請書の受理				○								
		第12条第2項	教習修了証書の交付				○								
		第13条	解任命令書の交付				○								
		第14条	是正措置命令書の交付				○								
		第18条第2項	審査申請の受理						○						
		第24条第2項	受験停止期間の通知				○								
		第25条の4	検査受験申請書の受理				○								
		第26条	講習申請書等の受理				○						○		
		第27条第1項	運転禁止の処分期間短縮の申出の受理				○								
		第27条第2項	運転禁止の処分期間短縮通知書の交付				○								
		第28条第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習手数料納付書の受理				○								
		第28条第2項	自転車運転者講習手数料納付書の受理				○								
		第28条の2第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付				○								
		第28条の2第2項	自転車運転者講習終了証書の交付				○								
		第28条の2第3項	特定小型原動機付自転車運転者講習等終了証書再交付申請書の受理及び特定小型原動機付自転車運転者講習等終了証書の再交付				○								
		第29条第4項	推進委員からの願出に基づく委嘱の解除				○								
7	交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）	第1条第1項	交通安全活動推進センターの指定申請書の受理				○								交通総務課
		第2条	交通安全活動推進センターの指定の公示				○								
		第3条第1項及び第3項	交通安全活動推進センターの名称、代表者の氏名等の変更届出受理				○								
		第3条第2項	交通安全活動推進センターの名称、代表者の氏名等の変更の公示				○								
		第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○								
		第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○								
		第7条第3項	財産の状況又は事務の運営に関する報告又は資料の提出要求				○								交通総務課 交通捜査課 交通規制課 運転免許試験課
		第8条	交通事故相談員等に対する解任勧告		○										
		第9条	交通安全活動推進センターの指定取消しの公示				○								
		第10条	交通安全活動推進センターとの連絡等				○								
8	埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年埼玉県公安委員会規則第3号）	第3条	埼玉県交通安全活動推進センターの指定書の交付				○								交通総務課
		第5条第1項	埼玉県交通安全活動推進センター職員名簿の受理					○							
		第5条第2項	埼玉県交通安全活動推進センターの職員の異動届出書の受理					○							
		第6条	財産の状況又は事業の運営に関する改善措置命令書の交付				○								
		第7条	埼玉県交通安全活動推進センターの指定取消しの通知				○								
		第9条	運営容量及び服務規定の承認申請書の受理及び承認、不承認				○								
9	地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）	第1条第2項	氏名及び連絡先の周知の措置				○								交通総務課
		第8条第1項	委嘱時講習の実施				○		○						
		第8条第2項	委嘱時講習の委託		○										
		第9条	地域交通安全活動推進委員に対する指導								○				
		第10条	地域交通安全活動推進委員を解嘱しようとする理由の通知及び弁明の機会の付与				○								
		第14条	地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告又は資料の提出要求				○		○						
		第15条	地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する改善勧告				○		○						

番号	根拠法令	条項	事務内容	専 決 権 者											区分
				警察本部						警察署					
				本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
19	自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和34年政令第320号）	第4条第3項及び第6条第1項	国土交通大臣との協議		○										交通規制課
20	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）	第3条第3項	共同溝整備道路の指定等に対する意見提出				○								交通規制課
21	自転車道整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）	第7条	計画的な交通規制の実施		○										交通規制課
22	路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（昭和40年運輸省事務次官、警察庁次長覚書）	第2条、第4条及び第5条	運輸局長等に対する意見書の提出				○								交通規制課
		第3条	運輸局長等からの処分内容及び措置通知の処理						○						
23	道路情報提供装置の設置に関する覚書（昭和61年警察庁交通局長、建設省道路局長覚書）		道路情報提供装置の設置に関する連絡協議		○										交通規制課
24	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限		○						○				交通規制課
		第76条第1項	災害時における交通の禁止又は制限	規制の実施に係るもの	○										交通規制課
				規制からの除外に係るもの					○			○		高速道路交通警察隊	
		第76条第2項	災害時における交通の禁止又は制限に係る交通規制実施時の必要事項の周知措置	○										交通規制課	
		第76条の4	道路管理者への要請		○										
25	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第76条の5	国家公安委員会からの指示の受理	○											
		第20条の2第1項	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の設置							○					交通規制課
		第20条の2第2項	訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の明示							○					
		第20条の2第3項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管理者からの意見聴取				○			○					
		第20条の2第4項	防災訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公安委員会に対する通知				○			○					
		第20条の2第5項	防災訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報				○			○					
		第32条第1項	交通の禁止又は制限の標示の設置							○					
		第32条第2項	道路管理者への通知				○								
		第32条第3項	関係公安委員会への通知				○								
		第33条第1項及び第2項	災害応急対策を実施するための車両であることの確認						○				○		交通規制課 高速道路交通警察隊
		第33条第3項	災害応急対策を実施するための車両の標章及び証明書の交付						○				○		
		第33条の3第1項	道路管理者からの通知の受理				○			○					
26	災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条第1項	緊急通行車両確認申出書の受理							○			○		交通規制課 高速道路交通警察隊
		第6条の3第1項及び第2項	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書の受理並びに標章及び証明書の書換え交付							○			○		
		第6条の4第1項及び第2項	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理並びに標章及び証明書の再交付							○			○		
		第6条の5	標章及び証明書の返納の受理							○			○		
27	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第3条第2項	国家公安委員会及び国土交通大臣への意見提出	○											交通規制課
28	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第24条	警戒宣言発令時における交通の禁止又は制限	○											交通規制課
		第32条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限		○						○				

番号	根拠法令	条項	事務内容		専 決 権 者											区分
					警察本部						警察本部					
					本 部 長	部 長	免 許 本 部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
29	大規模地震対策 特別措置法施行 令（昭和53年政 令第385号）	第11条第1項	交通の禁止又は制限の標示の設置									○				交通規制課
		第11条第2項	道路管理者への通知						○							
		第11条第3項	関係都道府県公安委員会への通知						○							
		第12条第1項及び第2項	緊急輸送を行うための車両であることの確認							○			○			交通規制課 高速道路交通 警察隊
		第12条第3項	緊急輸送を行うための車両の標章及び証明書の交付							○			○			
		第18条第1項	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の設置								○					交通規制課
		第18条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の 明示								○					
		第18条第3項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管 理者からの意見聴取						○		○					
第18条第4項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公 安委員会に対する通知						○		○							
第19条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報						○		○							
30	大規模地震対策 特別措置法施行 規則（昭和54年 総理府令第38 号）	第6条第1項	緊急輸送車両確認申出書の受理							○			○		交通規制課 高速道路交通 警察隊	
		第6条の3第1項及び第2項	緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 の受理並びに標章及び証明書の書換え交付							○			○			
		第6条の4第1項及び第2項	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書の受理 並びに標章及び証明書の再交付							○			○			
		第6条の5	標章及び証明書の返納の受理							○			○			
31	原子力災害対策 特別措置法（平 成11年法律第 156号）	第28条第2項	原子力緊急事態宣言発 出時における交通の禁 止又は制限	規制の実施に係るもの	○										交通規制課	
				規制からの除外に係る もの					○			○		交通規制課 高速道路交通 警察隊		
32	原子力災害対策 特別措置法施行 令（平成12年政 令第195号）	第8条第1項	緊急事態応急対策を実施するための車両であるこ との確認								○			○	交通規制課 高速道路交通 警察隊	
			緊急事態応急対策を実施するための車両の標章及 び証明書の交付								○			○		
			緊急通行車両確認申出書の受理								○			○		
			緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 の受理並びに標章及び証明書の書換え交付								○			○		
			緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理 並びに標章及び証明書の再交付								○			○		
			標章及び証明書の返納の受理								○			○		
		第8条第2項	交通の禁止又は制限の標示の設置									○				交通規制課
			道路管理者への通知							○						
			関係公安委員会への通知							○						
			緊急事態応急対策を実施するための車両であるこ との確認									○			○	交通規制課 高速道路交通 警察隊
			緊急事態応急対策を実施するための車両の標章及 び証明書の交付								○			○		
			緊急通行車両確認申出書の受理								○			○		
			緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 の受理並びに標章及び証明書の書換え交付								○			○		
			緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理 並びに標章及び証明書の再交付								○			○		
			標章及び証明書の返納の受理								○			○		
			33	武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 （平成16年法律 第112号）	第42条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限				○				○		
第155条第1項	国民の保護のための措 置を実施するための交 通の禁止又は制限	規制の実施に係るもの			○						○		○		交通規制課 高速道路交通 警察隊	
第155条第2項	通行禁止区域その他必要事項の周知措置の実施				○										交通規制課	
34	武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 施行令（平成16 年政令第275号）	第6条	訓練のための交通の禁止又は制限の標示の実施									○			交通規制課	
			訓練のための交通の禁止又は制限の際の回り道の 明示									○				
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する道路管 理者からの意見聴取							○		○				
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する関係公 安委員会に対する通知						○		○					
			訓練のための交通の禁止又は制限に関する広報						○		○					
			交通の禁止又は制限の標示の設置								○					
		道路管理者への通知							○							
		関係公安委員会への通知							○							
		第39条	国民の保護のための措置を実施するための車両で あることの確認								○			○		交通規制課 高速道路交通 警察隊
			国民の保護のための措置を実施するための車両の 標章及び証明書の交付								○			○		
			緊急通行車両確認申出書の受理								○			○		
			緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 の受理並びに標章及び証明書の書換え交付								○			○		
			緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書の受理 並びに標章及び証明書の再交付								○			○		
			標章及び証明書の返納の受理								○			○		
35	新型インフルエ ンザ等対策特別 措置法（平成24 年法律第31号）	第12条第2項	訓練のための交通の禁止又は制限				○					○			交通規制課	

[illegible]

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者											区分
				警察本部						警察署					
				本 部 長	部 長	免許 本部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
41	技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号)	第2条(第10条第2項において準用する場合を含む。)	技能検定員審査及び教習指導員審査の期日等の公示				○								
		第3条	技能検定員審査申請書の受理				○								
		第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付				○								
		第5条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。)	技能検定員審査合格証明書及び教習指導員審査合格証明書の再交付申請書の受理及び再交付					○							
		第7条第2項	技能検定員資格者証の交付申請書の受理				○								
		第8条第1項(第16条第1項において準用する場合を含む。)	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付申請書の受理及び再交付					○							
		第8条第2項(第16条第1項において準用する場合を含む。)	書換え申請書の受理及び書換え					○							
		第9条第1項(第16条第2項において準用する場合を含む。)	返納命令書の交付					○							
		第9条第2項(第16条第2項において準用する場合を含む。)	返納技能検定員資格者証及び返納教習指導員資格者証の受理						○						
		第11条	教習指導員審査申請書の受理					○							
		第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付					○							
		第15条第2項	教習指導員資格者証の交付申請書の受理					○							
		附則第2条第1項	暫定教習の認定					○							
		附則第2条第2項	暫定教習指導員資格者証の交付					○							
42	運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)	第4条第2項第4号	認定教育実施者の指定					○							
			認定教育実施者の取消し					○							
		第5条第1項	認定教育申請書等の受理					○							
		第7条第1項	認定教育実施者の変更届出の受理						○						
		第7条第2項	認定教育実施者の変更届出に係る公示					○							
43	応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号)	第4号	応急救護処置の能力の認定				○								
44	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)	第3条	意見の聴取の主宰者の指名					○							
		第4条第2項	意見の聴取の主宰者の再指名					○							
		第5条(第17条第1項において準用する場合を含む。)	意見の聴取又は弁明の機会における代理人に係る書面の受理					○							
		第6条第1項(第17条第2項において準用する場合を含む。)	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人に係る書面の受理					○							
		第6条第2項(第17条第2項において準用する場合を含む。)	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人の出頭許可及び不許可					○							
		第6条第3項(第17条第2項において準用する場合を含む。)	意見の聴取又は弁明の機会における補佐人の出頭許可の通知					○							
		第8条第1項	意見の聴取の期日又は場所の変更					○							
		第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更の申出に係る書面の受理					○							
45	道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則	第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示					○							
		第13条	意見の聴取調査の受理					○							
		第14条第1項	弁明書による弁明の決定					○							
		第14条第2項	弁明録取者の指名					○							
		第15条第3項	弁明調査の受理					○							

8 警備部

番号	根拠法令	条項	事務内容	専決権者										区分
				警察本部					警察署					
				本 部 長	部 長	所 属 長	次 席	課 長 補 佐 等	署 長	副 署 長	特 定 課 長	課 長	課 長 代 理	
1	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）	第3条及び第4条	小型無人機等の飛行を行おうとする者が行う通報の受理		○									公安第一課
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第6項	運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項の指示（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								警備課
		第59条第7項	運搬証明書への指示事項の記載（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
		第59条第13項	公安委員会相互の連絡（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
		第68条第1項	立入検査の指示（核燃料物質の防護に係るものに限る。）			○								
3	集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年埼玉県条例第43号）	第1条	集団行進及び集団示威運動に関する届出の受理						○					警備課
4	集団行進及び集団示威運動の届出に関する手続（平成8年埼玉県公安委員会告示第167号）	2	届出証の交付						○					警備課